

契約保証予約のご契約にあたってのご注意



下記特約事項には、契約保証予約のご契約にあたりご注意ください。重要な事項が記載されていますので、前払金保証約款、公共工事契約保証に関する特約条項及び公共工事契約保証予約に関する特約条項とあわせてよくお読みいただきますようお願いいたします。

《契約保証予約特約事項》

1. 当社は、契約保証予約の申込受付に際して、契約保証予約申込書、入札公告等（写）のほか、審査上必要な書類の提出を求め場合があります。
2. お客様は、契約保証予約を締結した公共工事（以下「予約工事」といいます。）について、契約保証予約の効力に影響を及ぼすべき事実のほか、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、その事実を当社に通知しなければなりません。
 - ① 予約工事について、予約証書記載の開札予定日から落札の決定又は契約保証の申込みまでの期間が1ヶ月を超えると見込まれるとき
 - ② 予約工事について、落札したにもかかわらず、契約締結の辞退等の理由により当社に契約保証の申込みをしないとき
3. 当社は、契約保証予約を締結した後、お客様に次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、与信枠の縮小、予約工事の契約保証及び前払金保証にかかる保証条件の指定、新規取引の停止その他必要な措置をとる場合があります。この場合、当社はお客様に対して一切の損害賠償責任を負いません。
 - ① 正当な理由がなく前項に規定する通知を怠ったとき
 - ② 予約工事について、低入札価格調査を経て落札したとき又は予定価格より著しく低い価格で落札したとき
 - ③ 予約工事について、落札したにもかかわらず、契約締結の辞退等の理由により当社に契約保証の申込みをしなかったとき
 - ④ 予約工事について、予約証書記載の契約希望金額を超える金額で落札したとき
 - ⑤ 著しく経営状態が悪化したとき
 - ⑥ 当社に対し不誠実な行為をしたとき
4. 当社は、契約保証予約を締結した後、当社の責めによらない事由による解約等の手続きが発生しても、予約手数料はお返しいたしません。